

組付要領書及び部品表

Takakita

テールランプキット

WM1601R-TL

適応機種 WM1601R



本製品を安全に、また正しくお使いいただくために
必ず本組付要領書をお読みください。
お読みになった後も大切に保管してください。
本組付要領書はお手持ちのスマートフォンや
タブレットからアクセスすることができます。



株式会社 **タカキタ**

は じ め に

このたびは本製品をお買い上げいただき、ありがとうございました。

この組付要領書は、**テールランプキット**の組付要領について記載してあります。組付前には必ず、この組付要領書をお読みの上、正しく組付けてください。

また、ご使用前には作業機本体の取扱説明書を熟知するまでお読みの上、正しくお取扱いいただき最良の状態でご使用ください。

- お読みになったあとも、必ず製品に近接して保存してください。
- 製品を貸与または譲渡される場合は、本体の『取扱説明書及び部品表』とこの『組付要領書及び部品表』を製品に添付してお渡してください。
- この組付要領書及び部品表を紛失または損傷された場合は、速やかにお買い上げの販売店または当社にご注文ください。
- 本書は、**注意**として知っておくとお得な製品の性能や、製品自体の損傷防止に関する留意事項を書いてあります。
- なお、本製品については不断の研究成果を新しい技術として直ちに製品に取り入れておりますので、お手元の製品と本書の内容が一致しない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ご不明なことやお気付のことがございましたら、お買い上げの販売店または当社にご相談ください。

⚠ 警 告 サ イ ン

⚠ 印付きの下記マークは安全上、特に重要な項目ですので、よく読んで必ずお守りください。

⚠ 危険 その警告に従わなかった場合、死亡または重傷を負うことになるものを示します。

⚠ 警告 その警告に従わなかった場合、死亡または重傷を負う危険性があるものを示します。

⚠ 注意 その警告に従わなかった場合、ケガを負うおそれのあるものを示します。

目次

 安全に作業するために	1
公道走行するときは	1
1. 必要な運転免許証について	1
2. 保安基準への適合性確認	2
3. 灯火器類・ステッカの取付け	3
4. セーフティチェーンの取付けとパトライトの取外し	10
テールランプキットの組付け	11
配線図	14

⚠ 安全に作業するために

公道走行するときは

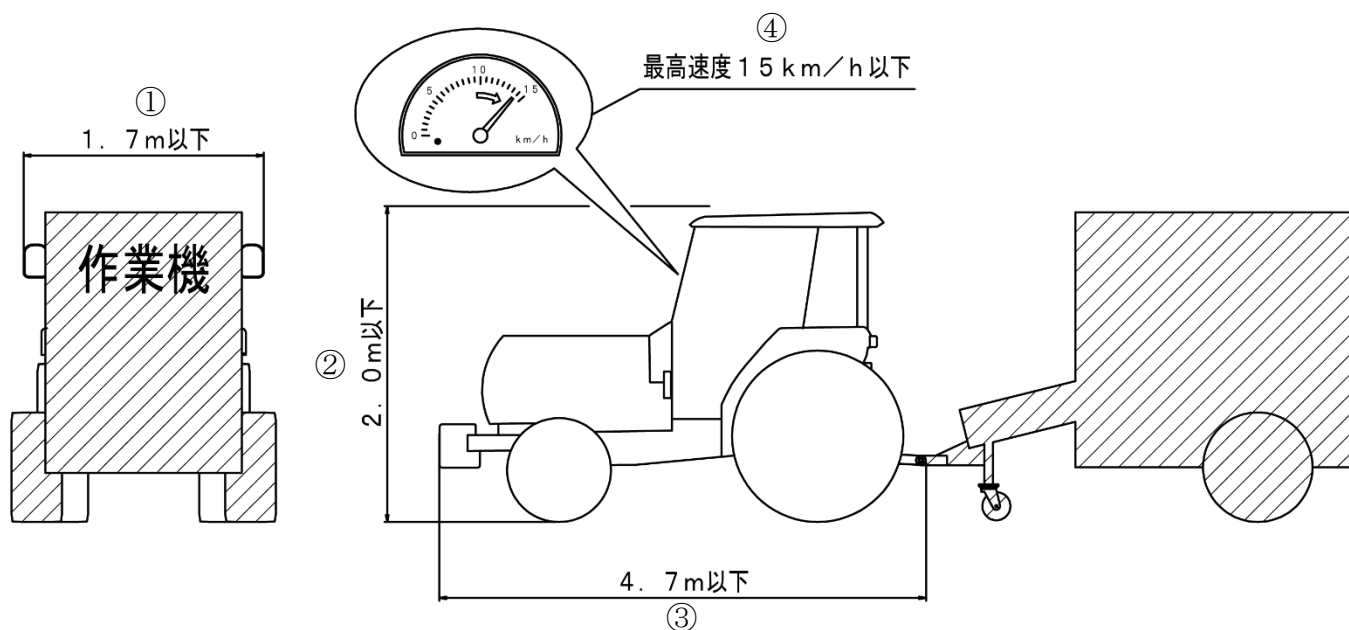
農耕用トラクタに関わる道路運送車両法の運用が見直され、保安基準に緩和措置が設けられました。必要な対応をすることで、けん引タイプの作業機で公道走行を行うことができます。公道走行をする際は、下記項目を確認した上で必要な対応を行い、法令遵守して走行してください。

1. 必要な運転免許証について

トラクタの寸法が下表①～③の数値以内で④最高速度15km/h以下の場合は小型特殊免許で運行可能になりますが、下表①～④の数値をひとつでも上回る場合、大型特殊免許（農耕用に限る、も含む）とけん引免許（農耕用に限る、も含む）が必要となります。ただし、車両総重量750kgを超えない農耕作業用トレーラをけん引する場合、けん引免許（農耕用に限る、も含む）は必要ありません。

- | | |
|----------|-----------------------------|
| ① 幅1.7m | ② 全高2.0m（安全キャブや安全フレームは2.8m） |
| ③ 全長4.7m | ④ 最高速度15km/h以下 |

下図を参考にご確認ください。



⚠ 安全に作業するために

2. 保安基準への適合性確認

自動車の種類と大きさにより、申請や検査登録が必要になります。

いずれの場合も農耕作業用トレーラ、農耕トラクタの使用者が保安基準適合性を確保する必要があります。

けん引車の農耕トラクタの種別	農耕作業用トレーラの種別と手続き
小型特殊自動車	[小型特殊自動車] ①一般的な大きさのもの ※1 ・個別に地方運輸局長から基準緩和の認定を、道路管理者から特殊車両通行許可を受ける必要はありません。
大型特殊自動車 (自動車検査証にけん引時の速度制限の基準緩和を受けた旨の記載があるもの)	②全幅が 2.5m を超えるもの ・道路管理者(地方整備局、各都道府県、各市町村等)に対し、個別に特殊車両通行許可を受ける必要があります。 ③長さが 12m または全高 3.8m を超えるもの ・個別に地方運輸局長から基準緩和の認定を、道路管理者から特殊車両通行許可を受ける必要があります。
大型特殊自動車 (上記以外のもの)	[大型特殊自動車] ①一般的な大きさのもの ※2 ・管轄の運輸支局等で検査登録が必要です。 ②長さが 12m または高さが 3.8m を超えるもの、その他オーバーハング等の基準を超えるもの ・管轄の運輸支局等で検査登録が必要です。 ・個別に地方運輸局長から基準緩和の認定を、道路管理者から特殊車両通行許可を受ける必要があります。

※1 全幅 2.5m、全長 12m、全高 3.8m を超えない大きさのもの

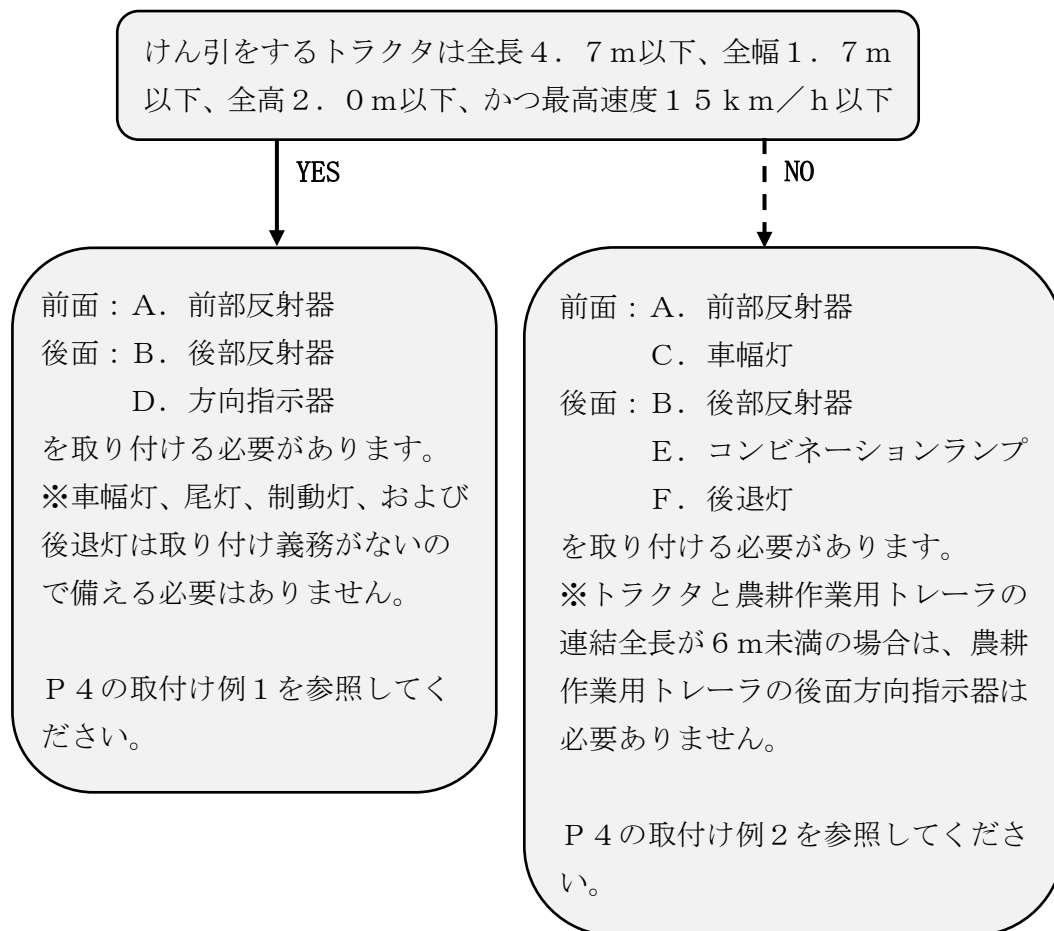
※2 農耕トラクタと農耕作業用トレーラの連結全長が 12m を超える場合、道路管理者(地方整備局、地方自治体等)から、特殊車両通行許可を受ける必要があります。

⚠ 安全に作業するために

3. 灯火器類・ステッカの取付け

下記フローチャート①～③を全てそれぞれについてご確認ください、必要に応じて公道走行を行うための追加装備を取付けてください。

①トラクタの大きさ、最高速度による灯火器取付け位置

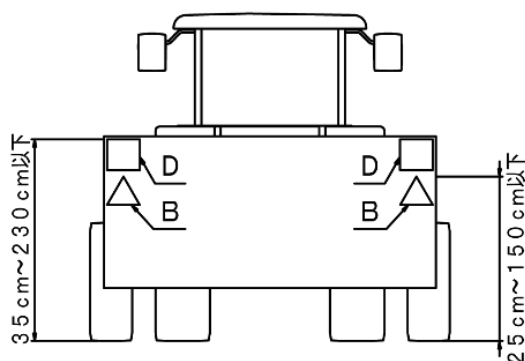


A.前部反射器	B.後部反射器	C.車幅灯	D.方向指示器
			
E.コンビネーションランプ		F.後退灯	
			

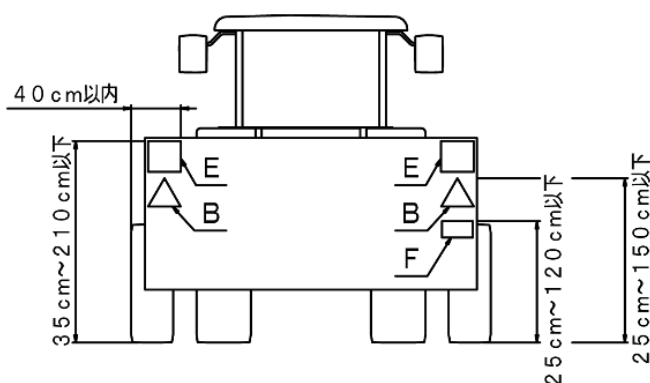
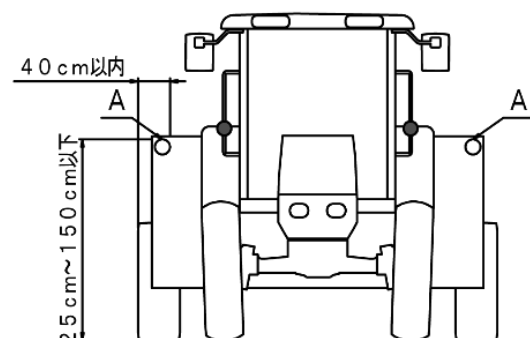
⚠ 安全に作業するために

● 装備の取付け位置

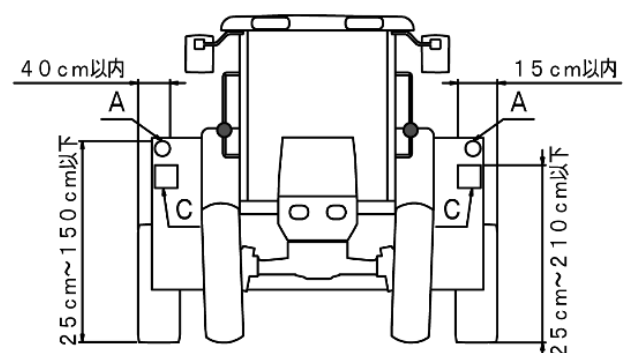
- ・ 道路運送車両の保安基準により、各種灯火器類の取付け位置は定められています。
 - 前部反射器(リフレクタ) 最外側から 40 cm 以内、高さは地上 25 cm 以上 150 cm 以下
 - 後部反射器(リフレクタ) 最外側から 40 cm 以内、高さは地上 25 cm 以上 150 cm 以下
 - 車幅灯 (ポジションランプ) 最外側から 15 cm 以内、高さは地上 25 cm 以上 210 cm 以下
 - 方向指示器 (ウインカ) 最外側から 40 cm 以内、高さは地上 35 cm 以上 230 cm 以下
 - 尾灯 (テールランプ) 最外側から 40 cm 以内、高さは地上 35 cm 以上 210 cm 以下
 - 制動灯 (ブレーキランプ) 最外側から 40 cm 以内、高さは地上 35 cm 以上 210 cm 以下
 - 後退灯 (バックランプ) 高さは可能な限り 25 cm 以上 120 cm 以下
- ・ 車幅灯は前方から確認 (視認) できる位置に、上記条件を満たし、可能な限り左右対称になるように取付けてください。
- ・ コンビネーションランプは後方から確認 (視認) できる位置に、上記条件を満たし、可能な限り左右対称になるように取付けてください。
- ・ 後退灯は後方から確認 (視認) できる位置に上記条件を満たすように取付けてください。



(取付け例 1)

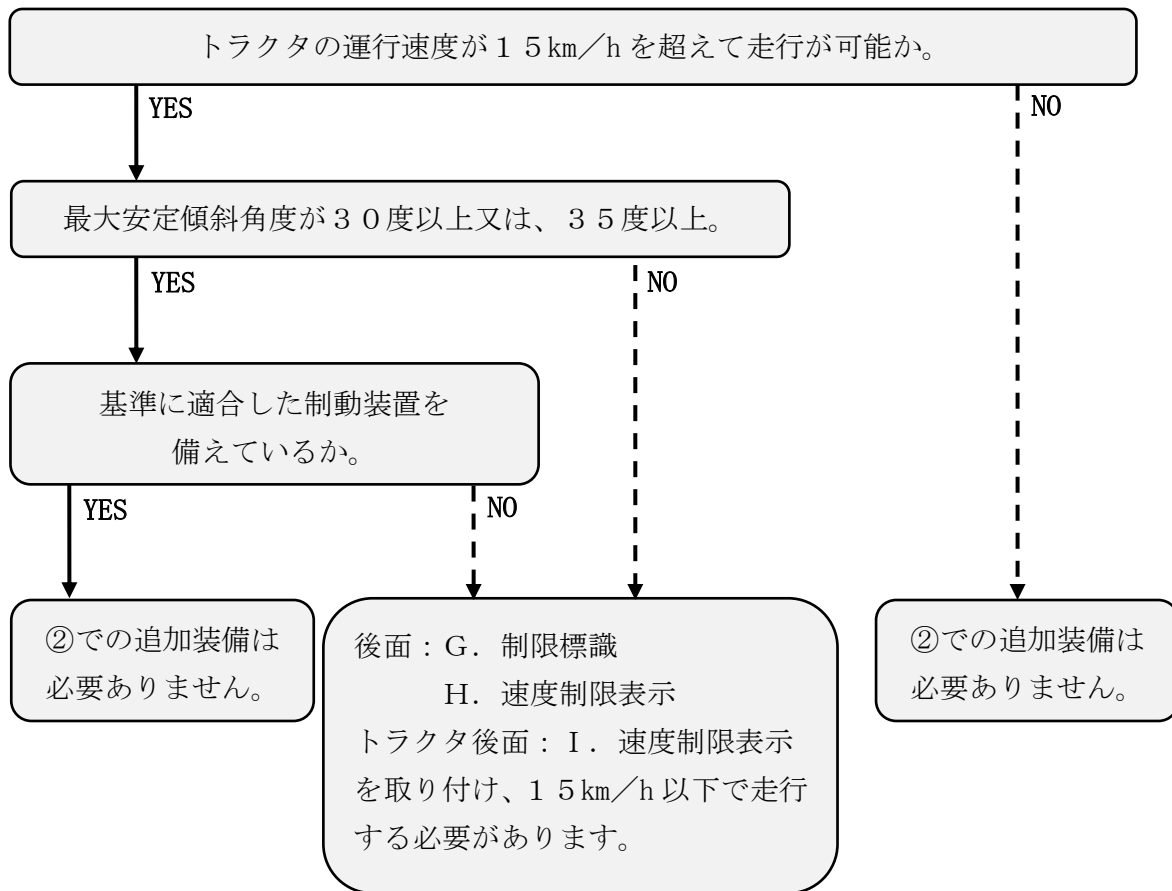


(取付け例 2)



⚠ 安全に作業するために

②トラクタの運行速度



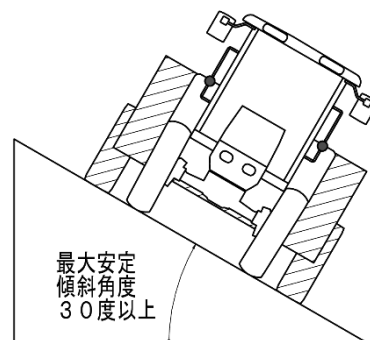
●最大安定傾斜角度が不明な場合は、運行速度 15 km/h 以下で走行してください。

<安定性に関して>

作業機を装着した際に、最大安定傾斜角度が 30 度以上又は、35 度以上（車両総重量が車両重量の 1.2 倍以上又は、積載により重心高さが上がるもの）であれば、通常で速度で道路走行できます。

上記条件を満たさない場合は、

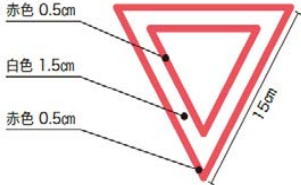
- ・運行速度 15 km/h 以下での道路走行
- ・道路走行をする際に、G を作業機後面に表示、
H を作業機後面に表示、
I をトラクタ後面・運転席に表示
を行う必要があります。

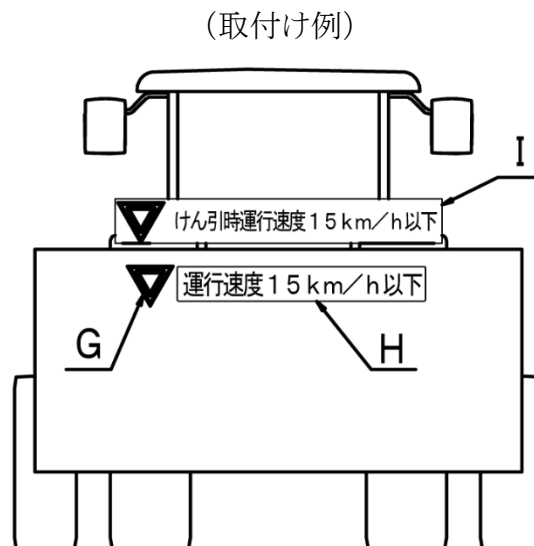


⚠ 安全に作業するために

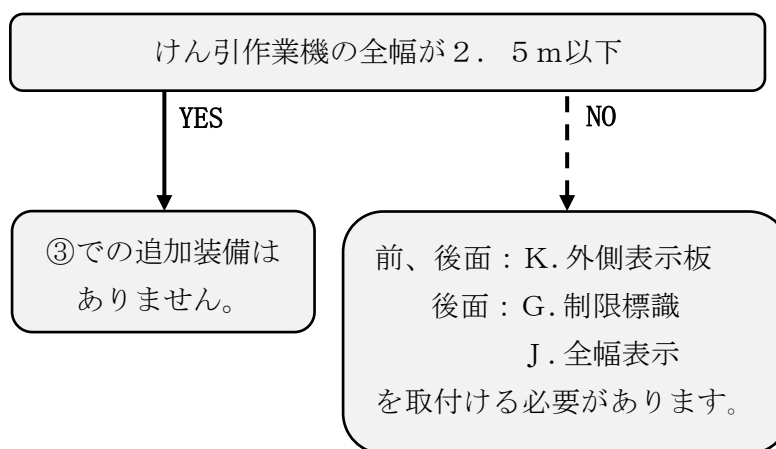
● 装備の取付け位置

- ・ G、H、I は後方から確認できる位置に取付けてください。
- ・ H は運転席にも表示する必要があります。

G. 制限標識	H. 速度制限表示（作業機側）
	運行速度15 km/h以下
I. 速度制限表示（トラクタ側）	
けん引時運行速度15 km/h以下	



③ 作業機装着時の全幅



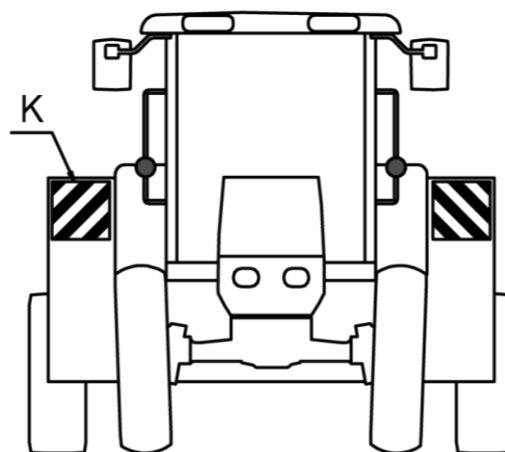
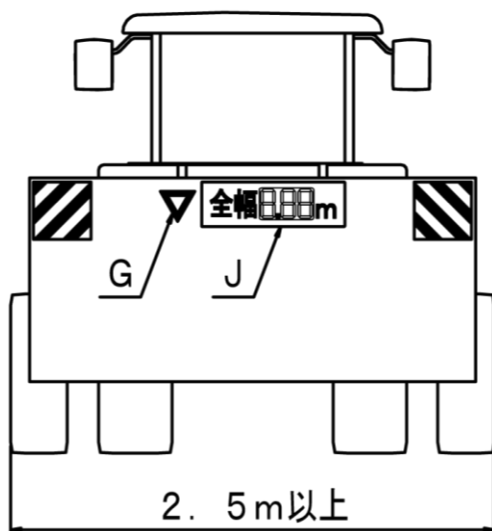
G. 制限標識	J. 全幅表示	K. 外側表示板

⚠ 安全に作業するために

● 装備の取付け位置

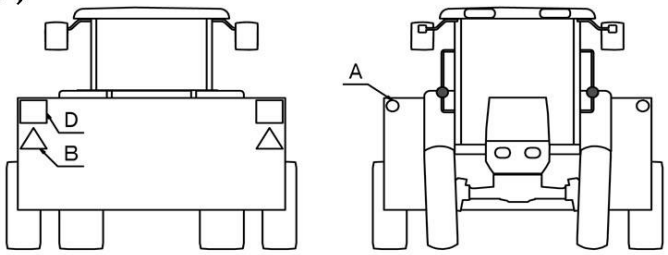
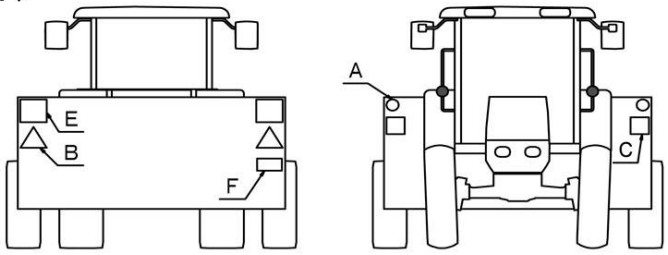
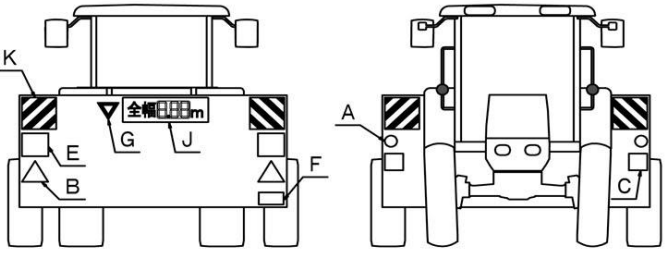
- ・ G、J は後方から見やすい位置に取付けてください。
- ・ K は前後、両端に赤白ラインが「ハの字」になるように取付けてください。

(取付け例)



⚠ 安全に作業するために

灯火器類・ステッカ 取り付け例

灯火器取り付け位置 車幅灯 前部反射器 尾灯 後部反射器 制動灯 方向指示器 後退灯	全長4.7m以下、 全幅1.7m以下、 全高2.0m以下、 最高速度15km/h 以下の場合	(ア) 
	上記の寸法 または最高速度 15km/hを1つでも 上回る場合	(イ) 
	全幅が2.5mを 超える場合	(ウ) 

灯火器・ステッカ

A. 前部反射器



B. 後部反射器



C. 車幅灯



D. 方向指示器



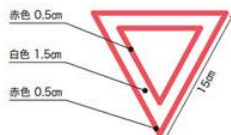
E. コンビネーションランプ



F. 後退灯



G. 制限標識



H. 速度制限表示
(作業機側)

運行速度 15 km/h 以下

I. 速度制限表示
(トラクタ側)

けん引時運行速度 15 km/h 以下

J. 全幅表示

全幅 8.88 m

K. 外側表示板

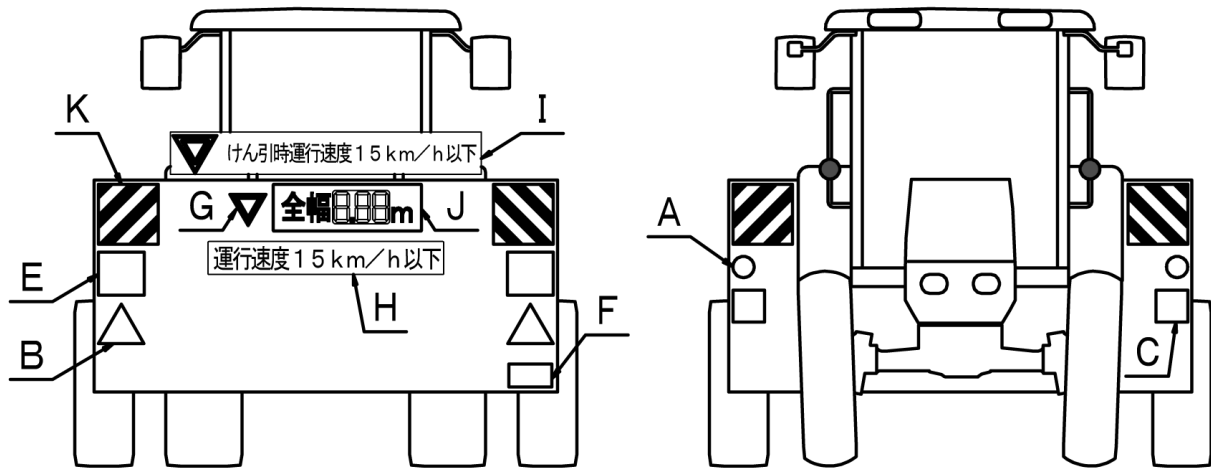


※全幅 2.5m を超過する場合は、道路管理者（国道：地方道路局、県道：各都道府県、市道：各市町村）から特殊車両通行許可を得る必要があります

⚠ 安全に作業するために

- P 5「②トラクタの運行速度」を確認後、速度制限表示が必要な場合は取付けてください。

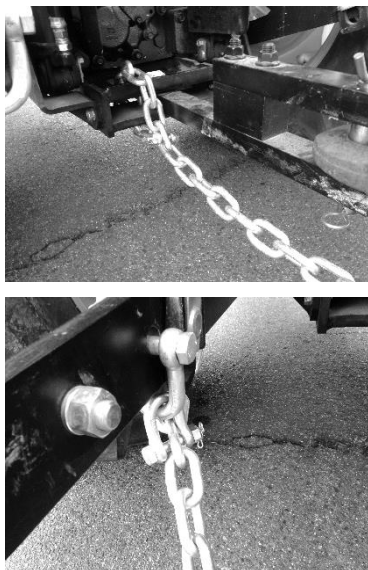
例：(ウ) に速度制限表示を追加



- 灯火器類取付けの際には、トラクタの操作と連動して点灯することを確認後に公道走行を行ってください。また、灯火器類・ステッカが汚れたときは視認できるように掃除をしてください。

(4) 農耕作業用トレーラの構造要件(分離時の連結維持構造)に関して

農耕トラクタが農耕作業用トレーラをけん引した際に、不意に連結装置（ドローバ等）が分離したときでも農耕トラクタと農耕作業用トレーラの連結を保つことができる構造でなければ道路走行できません。セーフティチェーン等を備え、けん引時にはセーフティチェーン等をねじ止め等でつないで道路を走行してください。

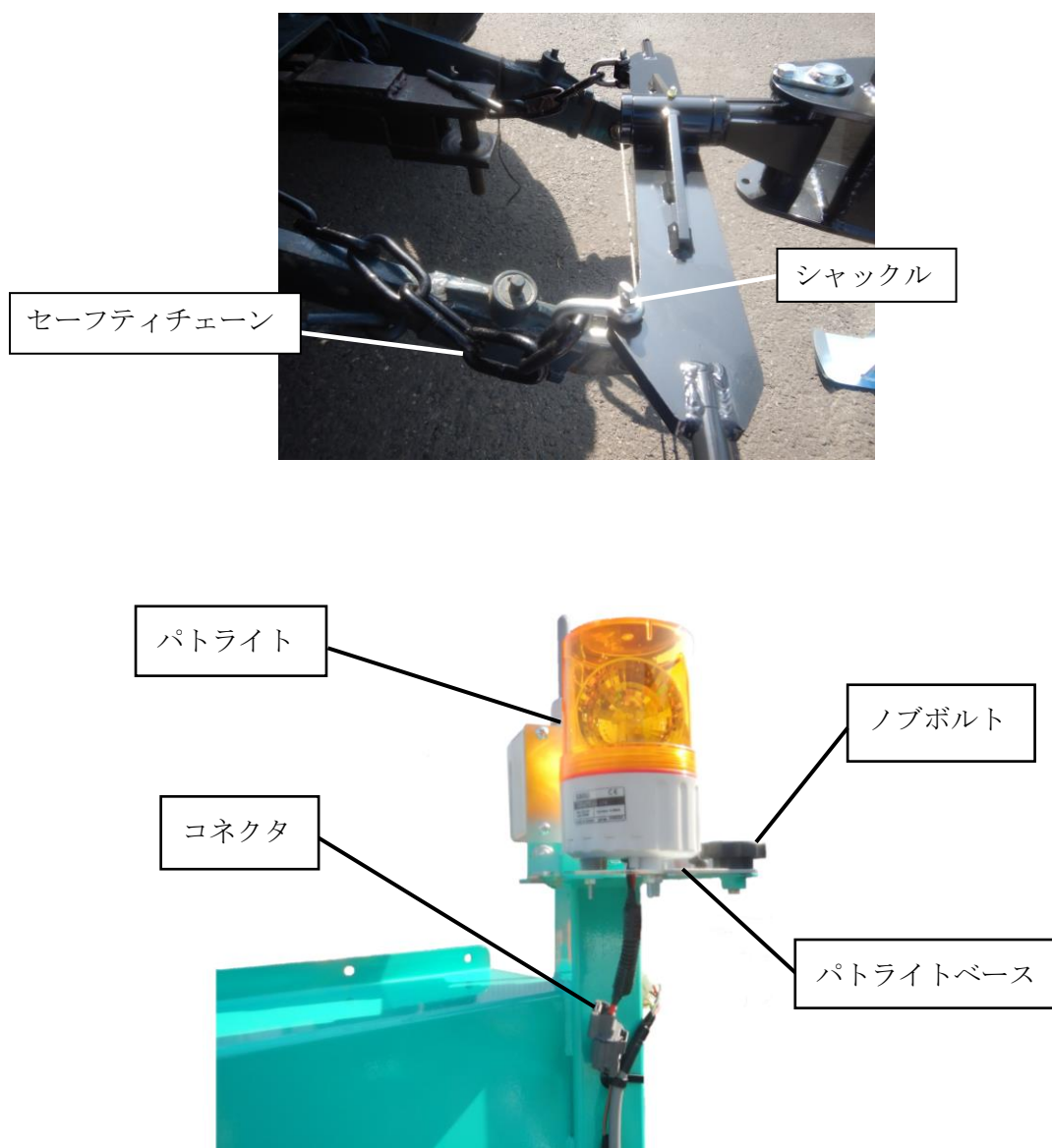


⚠ 安全に作業するために

4. セーフティチェーンの取付けとパトライトの取外し

作業機をトラクタでけん引して公道走行する際は、付属のセーフティチェーンと固定用のシャックルでトラクタと作業機を連結してください。

また、公道走行する際はパトライトを取外す必要があります。パトライトのコネクタとノブボルトを取外し、パトライトベースごとパトライトを取外してから公道走行を行ってください。



詳細は日農工「公道走行ガイドブック」(<http://www.jfmma.or.jp/koudo.html>)をご覧ください。その他不明な点は、お買い上げいただいた販売店にご相談ください。

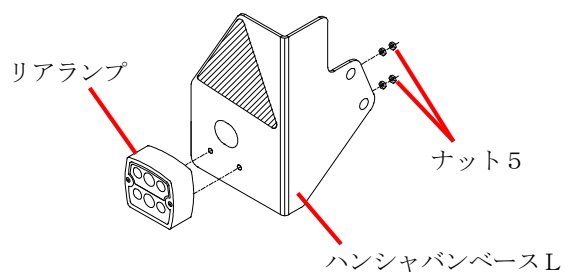
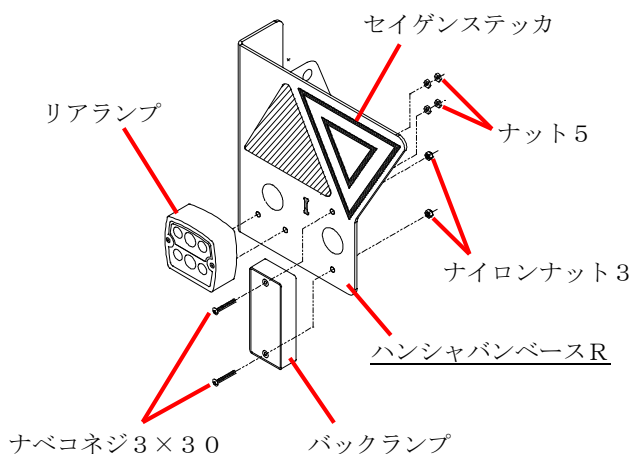
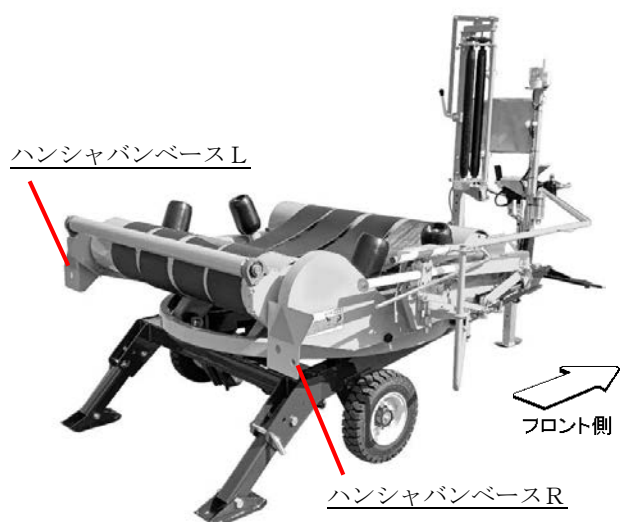
テールランプキットの組付け

組付け前には、必ずこの組付要領書をお読みの上、正しく組付けてください。

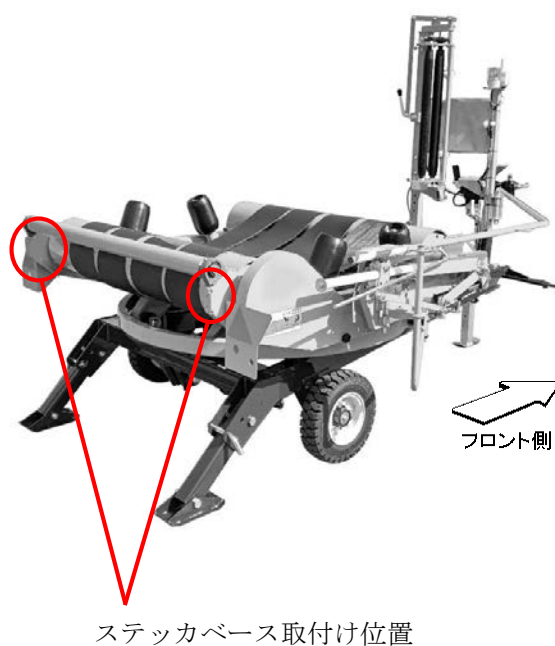
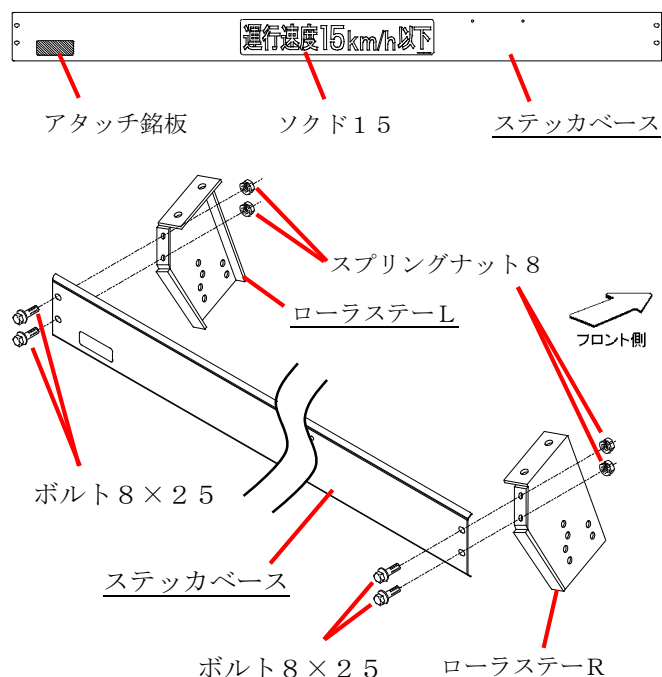
開梱されましたら、組付前に部品表の部品が全て含まれているかご確認の上、組付けを行ってください。

◆組付け手順

①WM1601R本体に取付いているハンシャバンベースRにリアランプ、バックランプ、セイゲンステッカを取り付け、ハンシャバンベースLにリアランプを取付けます。

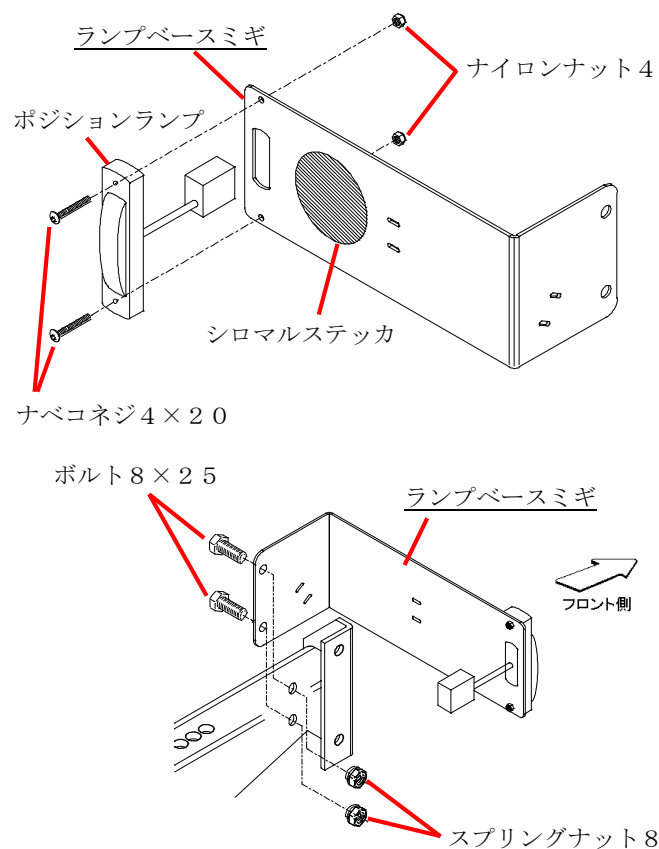
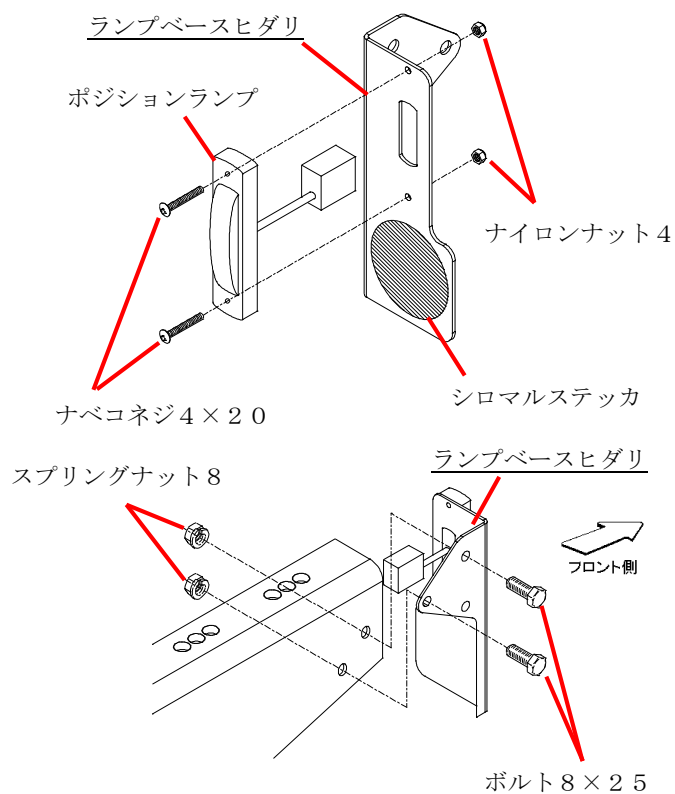


②ステッカベースにソクド15とアタッチ銘板を貼付け、WM1601R本体に取付けます。

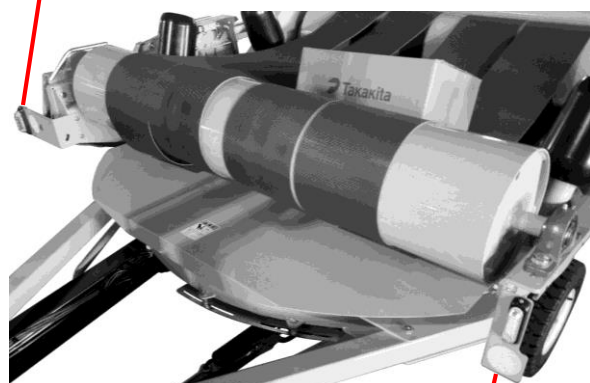


テールランプキットの組付け

- ③ランプベースヒダリとランプベースミギにポジションランプを取付け、シロマルステッカを貼付けた後、WM1601R本体に取付けます。



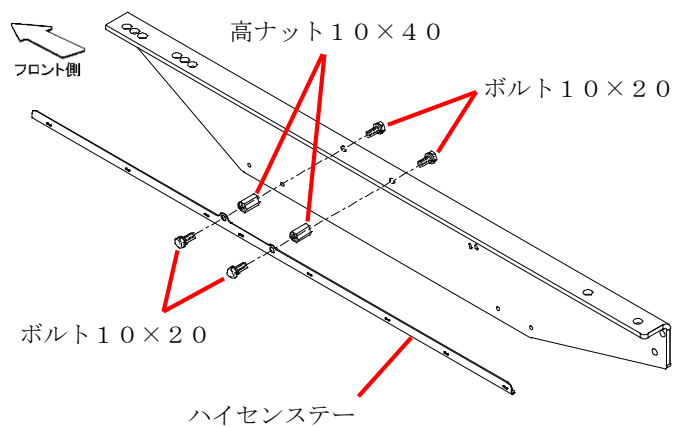
ランプベースミギ



フロント側

ランプベースヒダリ

- ④WM1601R本体にハイセンスターを取付けます。

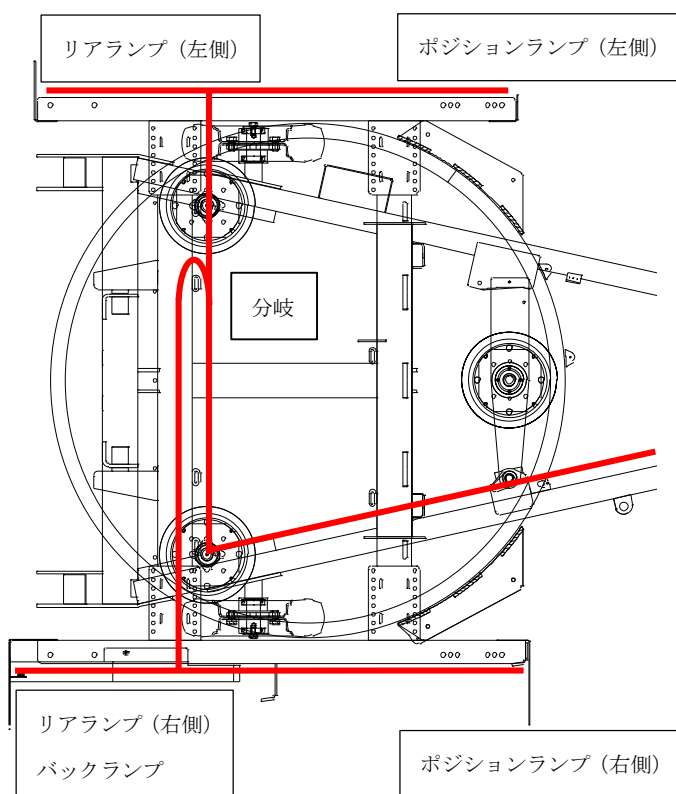


ボルト取付け穴

テールランプキットの組付け

- ⑤ P. 14 の配線図を参考にハーネスと各ランプのコネクタをそれぞれ接続してください。

ハーネスは本体のハーネスと一緒に機体前方から通していき、図の位置の雑用チェーンで分岐させ、リピータイを利用して固定してください。



⚠ 注意

配線が回転リングやローラに接触しないよう確実に固定してください。

- ⑥ ハーネスの 8 P コネクタをトラクタの灯火装置用コネクタに接続し、各ランプが正常に点灯することを確認してください。



- ⑦ トラクタの灯火装置用コネクタが DIN 規格の場合には、付属の簡易変換ハーネスを使用し、P. 14 配線図を参考に接続してください。



- ⑧ ロアリンクを上下に動かして、配線に余裕があるか、擦れたり挟まれたりしていないか十分に確認をしてください。

⚠ 警告

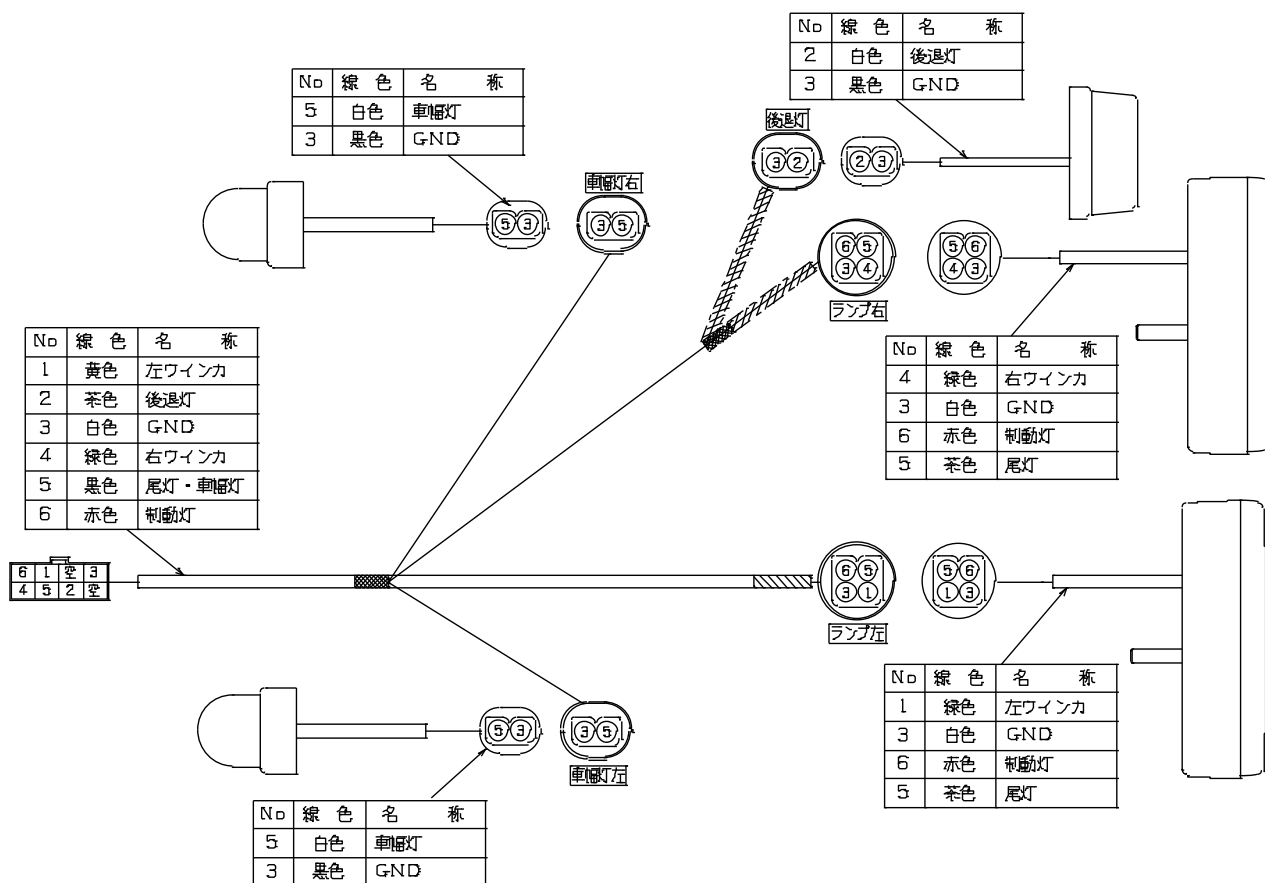
コードに傷がつくと正常な点灯が行われず思わぬ事故をおこす可能性があります。

- ⑨ 速度制限表示を貼付ける場合は、速度制限表示 (トラクタ用) をトラクタの運転席から良く見える場所に貼付けてください。

けん引時運行速度15km/h以下

速度制限表示 (トラクタ用)

配線図



トラクタの灯火装置用ソケットが DIN 規格の場合は、付属の変換ハーネスをご使用ください。

端子No	線色	接続機器
1	黄色	左ウィンカ
2	茶色	後退灯
3	白色	アース
4	緑色	右ウィンカ
5	黒色	尾灯・車幅灯
6	赤色	制動灯

端子No	線色	接続機器
1	黄色	左ウィンカ
2	茶色	後退灯
3	白色	アース
4	緑色	右ウィンカ
5	黒色	尾灯・車幅灯
6	赤色	制動灯

